

議案第3号

木津川市児童発達支援事業所条例の一部改正について

木津川市児童発達支援事業所条例（平成24年木津川市条例第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月20日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）」の公布により「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市児童発達支援事業所条例の一部を改正する条例（案）

木津川市児童発達支援事業所条例（平成24年木津川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（使用料）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の使用料の額は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する通所特定費用（市長が必要と認めるものに限る。）の額の合算額とする。</p>	<p>（使用料）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の使用料の額は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する通所特定費用（市長が必要と認めるものに限る。）の額の合算額とする。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。